

2019年7月吉日

認証登録申請事業者（新規、更新のいずれも）様 各位

公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団
交通環境対策部

2019年10月1日以降の消費税アップの適用について

拝啓

貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素はグリーン経営にご理解ご協力をいただきまして誠に有難うございます。

さて、2019年10月1日から消費税率が8%から10%へ引き上げられる場合には、グリーン経営認証料金に関する消費税を税務当局等のご指導に基づいて以下のような取り扱いとさせていただきますので、ご了承のほどお願い申し上げます。

1. 消費税の課税時点

認証登録料金（審査料、登録料、その他）への消費税の課税は、認証登録日（原則毎月10日、20日、月末の3回）を以て税率が適用されます。

2. 消費税の適用区分

今回の消費税改定に伴う8%、10%の課税の適用は以下のようになります。

- ① 認証登録料金を、2019年9月30日（月）までに銀行振り込みされた場合は、9月30日の登録となり消費税率は8%を適用いたします。
- ② 10月1日以降のお振込の場合には消費税率10%を適用いたします。

なお、ご不明の点はエコモ財団までお問い合わせください。

電話：03-3221-7636

敬具